

社員支援制度と法律との対比表				
項目	法定	住友電工の取り組み状況		
行動計画	1～4年間の期間を設けて策定すること	2005年より策定。現在、6回目		
育児	育児休業期間	子1歳到達まで ●パパママ育児プラス(+2ヵ月) ●保育所未入居等(+6ヵ月)	子3歳到達まで	
	育児休業取得回数	産後8週以内に父親が取得した場合は再取得可	事由にかかわらず3回まで分割取得可	
	育児休業中の給与	無給	最初の5日間は有給	
	勤務時間の短縮	3歳まで	小学校6年時の3月末	
	時間外労働の免除	同上	同上	
	時間外労働の制限	小学校就学の始期まで	同上	
	深夜業の制限	同上 同居の16歳以上の者がいれば適用不可	同上 同居で20歳以上の者がいれば適用不可	
	子の看護のための休暇	小学校就学始期までの子1人につき5日、 2人以上10日	小学校6年時の3月末までの子1人につき5日(例:2人10日、3人15日) 半日単位での取得を認める 積立休暇*の利用を認める	
	父親休暇取得促進	法の定めなし	配偶者出産休暇5日(有給)	
	費用の援助	法の定めなし	カフェテリアプラン(選択式福利厚生制度)の育児メニューの優遇措置 賞与一部支給	
	妊産婦の支援	産休	産前6週産後8週	産前8週(2週は無給)産後8週。
		他	—	不妊治療、通院等での積立休暇*の利用を認める
	託児所等の設置	法の定めなし	託児所の設置、早期復帰枠の設置	
育児休業からの早期復帰サポート	法の定めなし	保活コンシェルジュ(託児所探しのサポート)導入		
介護	介護休業期間・回数	1人につき93日まで	1人につき2年間。但し、1日単位での取得可	
	勤務時間の短縮	最大93日以内	要介護状態が継続する間	
	時間外労働の免除	要介護状態が継続する間	要介護状態が継続する間	
	時間外労働の制限	1回の請求につき1月以上1年以内の期間で、 請求できる回数に制限なし	同左	
	深夜業の制限	1回の請求につき1月以上6月以内の期間で、 請求できる回数に制限なし 同居の16歳以上の者がいれば適用不可	要介護状態が継続する間、1日単位での申請可	
	介護のための休暇	要介護状態の家族の介護・世話のため、 1人につき5日、2人以上10日	要介護状態の家族の介護・世話のため、1人につき5日(例:2人10日、3人15日) 半日単位での取得を認める 一定の介護が必要な家族の介護・介助について、 積立休暇*の利用を認める(1日単位)	
	費用の援助	法の定めなし	介護支援サービスの導入 カフェテリアプラン(選択式福利厚生制度)の介護メニューの優遇措置 賞与一部支給	
働き方の見直し	有給休暇取得促進	取得促進のガイドライン	計画有休制度の導入、5日連続有給休暇の導入	
	半日有給休暇の拡充	法の定めなし	30回まで拡充	
	総労働時間の短縮	限度時間の定め、労働時間管理基準等	働き方の見直しの取り組み	
	柔軟な働き方	法の定めなし	在宅勤務制度の導入、時間単位有休制度の導入	
	ボランティア休暇	法の定めなし	積立休暇*の利用を認める	
	再雇用制度の導入	法の定めなし	ジョブリターン制度の導入(退職後3年以内・海外転居の場合は5年以内)	
	勤務の継続	法の定めなし	配偶者海外赴任等休職制度の導入(最長5年の休職を認める)	
啓発・周知	育休中・育休後の労働条件の周知	法の定めなし	出産・育児サポートプログラムの実施 ワーク&ライフハンドブックの配布 社内イントラネットに公開(自宅からの閲覧可)	
	制度、法定給付等の周知、研修	法の定めなし	単位通知(社内イントラネットに公開) 両立支援のひろばに掲載 ワーク&ライフハンドブックの配布 ワークライフフォーラムの開催等	

## 用語解説

## \*積立休暇

取得せずに失効する有給休暇を年10日を限度として積立てる(上限は50日)ことができる制度。  
本人の病気療養、育児や家族の看護など就業規則に定められた場合に取得できる